

●取扱職種の範囲等

・職種 全職種 ・地域 国内

●手数料に関する事項

・求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税除く）の通りです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,500 円 手数料負担は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（労働条件明示書等に記載されている額）の <u>50%</u> 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（労働条件明示書等に記載されている額）の <u>50%</u> 手数料負担者は求人者とします。
求人者の充足に向けた求職者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（労働条件明示書等に記載されている額）の <u>50%</u> 手数料負担者は求人者とします。

・求職者からは手数料は徴収いたしません。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

・苦情申出先：職業紹介責任者 川口 真木 ・連絡先 (078) 231-2521

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

(1)求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱い責任者は職業紹介責任者の川口真木です。

(2)当事業者は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規定」に基づき、適正に取り扱います。当時業所の「個人情報適正管理規定」は以下の通りです。

第 1 条 個人情報を取扱う事業所内の職員の範囲は事業所内の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者川口真木とする。

第 2 条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第 1 条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第 3 条 取扱者は、個人情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や紹介責任者経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示または訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等へ周知に努めることとする。

第 4 条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者川口真木とする。